

高等教育の修学支援新制度の学業等に係る基準について

2020年4月から高等教育の修学支援新制度（給付奨学金と授業料等減免）が始まりました。この度、給付奨学金の申請されたみなさんには、支援対象者の基準（家計に係る基準と学業等に係る基準）に該当するかどうかの判定を行い、認定結果が通知されます。学業等に係る基準は以下のとおりです。別途「学修計画書」の提出を求める場合があります。また、認定後も年間2回継続願の提出を求め、毎年度末、学業成績や意欲についての確認（適格認定）を行います。学業等に係る基準は申込基準と適格認定基準が異なります。以下の内容をよく理解し、それぞれが日々の学修に取り組むようにしてください。

◆学業等に係る基準について◆

【1. 申込基準】

◆1年次◆

次の①～③のいずれかに該当すること。

- ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2以上の範囲に属すること
- ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

◆2年次以上◆

前年度末までの学業成績が次のア又はイのいずれかに該当すること。ただし、下記ア又はイに該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準における「廃止」区分に該当する場合は、支援の対象とならない。

ア. 在学する大学等における学業成績について、GPAが上位1/2以上であること。

イ. 次の(A)及び(B)のいずれにも該当すること

(A) 修得単位数が標準単位数^{※1}以上であること。※1

(B) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

【2. 学修計画書（様式：別紙参照）による学修意欲等の確認について】

1年次については上記①または②、2年次以上についてはアに該当しない場合、学修計画書の提出を求めます。学修計画書は、以下の①～③の項目についてそれぞれ200～400文字程度で記述してください。詳細については、「学修計画書について」に記載していますので、内容を確認し、学修意欲を自身の言葉で表現してください。

- ①学修の目的（将来の展望を含む。）
- ②学修の計画（上記①の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後何をどのように学びたいか）
- ③学修継続の意志

学修計画書の提出が必要な者には、大学から個別に連絡します。提出期限は厳守してください。学修意欲を確認するものですので期限までに提出がない場合において大学から督促することはありませんのでご注意ください。

【3. 適格認定基準(継続願)】

高等教育の修学支援新制度の対象者が在学中に継続して支援を受けようとするときは、継続願を

提出しなければなりません。継続願の提出は年間 2 回行います。継続願の提出がない場合、支援を停止することになります。また、毎年度末の学業等に係る基準は以下のとおりです。

区分	基準	支援の扱い
廃止	次の 1～4 のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1. 修業年限で卒業できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数※1 の 5 割以下であること。 3. 履修科目への授業への出席率が 5 割以下であることその他の学修意欲※2 が著しく低い状況にあると認められること。 4. 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。	支援の打切り 遡って返還を求める 場合があります (遡及取消) ※以下 3 参照
停止	廃止の事由 4 について、2 回目の「警告」の理由が「GPA 等が学科（学年別）における下位 1/4 の範囲に属すること」のみに該当する場合は、廃止とせず停止とする。	停止 「停止」後、最初の適格認定（学業）において「継続」相当の成績だった場合、次の学年から「再支援」（復活）することが可能。
警告	次の 1～3 のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数※1 の 6 割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く）。 2. GPA 等が学科（学年別）における下位 1/4 の範囲に属すること。 3. 履修科目への授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲※2 が低い状況にあると認められること。（廃止の区分に該当するものを除く）	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力すること。 <u>連続して、「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。</u>

【4. 遡及取消について】

適格認定において、学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、（1）学業成績等が著しく不良であると認められるのか、（2）災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められるのかを確認します。（1）に該当し、（2）に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となります。遡及取消となった場合は、学年の始期（4 月）に遡って支援されたすべての給付奨学金と授業料減免分を返還しなければなりません。

（1）学業成績等が著しく不良

学修の実態が認められない状況、具体的には下記のいずれかに該当する場合

- ・ 修得した単位数の合計が標準単位数※1 の 1 割以下である場合
- ・ 出席率が 1 割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

（2）災害、傷病、その他のやむを得ない事由

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない場合をいう。（学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」に含まれない。）

※1 標準単位数 = (卒業必要単位数/修業年限) × 申請者の在学年数

※2 学修意欲の状況については、履修科目への授業への出席率、授業時間外の学修の状況（予習・復習など）、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して判定する。

【5. その他】 上記以外の支援の廃止（打切り）や停止については、以下のホームページをご確認ください。

さい。文部科学省ホームページ「支援対象者の在学中の支援の扱いについて」https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_gakushi24_100001055.pdf